

○有田川町スポーツ推進委員に関する規則

平成18年1月1日
教育委員会規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第32条第1項の規定に基づくスポーツ推進委員の職務その他スポーツ推進委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 スポーツ推進委員は、住民のスポーツの推進に関し、次の職務を行う。

- (1) 住民の求めに応じて、スポーツの実技指導を行うこと。
- (2) 住民スポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (3) 学校、公民館等の教育機関の行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること。
- (4) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し求めに応じ協力すること。
- (5) 住民一般に対しスポーツについての理解を深めること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツの推進のための指導助言を行うこと。

(定数)

第3条 スポーツ推進委員の定数は、20人以内とする。

(委嘱)

第4条 スポーツ推進委員は、社会的に信望があり、スポーツに深い関心と理解を持ち、その職務を行うために必要な熱意と能力を持つものの中から、有田川町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

(任期)

第5条 スポーツ推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠のスポーツ推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、前項の期間中においてもスポーツ推進委員を解職することができる。
- 3 スポーツ推進委員は、再任されることができる。

(服務)

第6条 スポーツ推進委員は、相互に密接に連絡し協力しなければならない。

- 2 スポーツ推進委員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例並びに教育委員会の定める規則及び規程に従わなければならない。
- 3 スポーツ推進委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(研修)

第7条 スポーツ推進委員は、常にその職務を行うために必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(その他)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日以降最初に委嘱される体育指導委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則(平成24年1月24日教育委員会規則第1号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。